

「しまね水土里女性の会」規約

(名称)

第1条 この会は、「しまね水土里女性の会」（以下、女性会）という。

(目的)

第2条 女性会は、会員相互の親睦を深めることで会員のネットワークを醸成し、自らの研鑽を図るとともに、女性の発想力と能力等をいかした農業農村整備の効果的推進等に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 女性会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互のネットワークの確立
- (2) 会員相互の親睦及び研鑽を図るための研修会等の開催
- (3) 農業農村整備の効果的推進等に係る提案並びに諸活動
- (4) その他目的達成のために必要な活動

(会員)

第4条 女性会の会員は、農業又は農業農村整備に関わる島根県内の組織、団体等の職員又は個人で、会の趣旨に賛同する者とし、次の3種類とする。

- (1) 正会員 島根県内の土地改良区及び土地改良連合会に勤務する女性職員等で、会の目的を達成するため主体となって具体的に活動を行う者
- (2) 準会員 国及び島根県、島根県内の市町村に勤務する農業農村整備関係女性職員で、必要に応じ正会員が行う活動に参加、協力等を行う者
- (3) 賛助会員 正会員及び準会員を除く農業農村整備関係職員又は団体等で、女性の活動に賛助する者

- 2 女性会への入会は、別に定める入会申込書の提出をもって会員とみなすものとする。
- 3 女性会からの退会は、別に定める退会届の提出をもって退会とみなすものとする。

(役員等)

第5条 女性会に役員として、会長1名、副会長1名、会計1名、監事2名をおく。

- 2 役員は正会員の中から正会員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を総括し、会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 5 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 会の運営に資するため、必要に応じ幹事を若干名おくことができる。
- 7 幹事は、会員の互選により決定する。

(総会)

第6条 毎事業年度に1回、正会員による総会を開催し、会長が招集する。

2 総会の議長は、会長があたる。

3 総会は次の事項を審議する。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 規約の変更

(4) 役員を選出

(5) その他運営に関して重要な事項

4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席できない者は、委任状の提出により出席にかえることができる。

5 総会の議事は、出席者の過半数で決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(役員会及び幹事会)

第7条 会長は、必要に応じ役員会又は幹事会を招集できる。

(事務局)

第8条 女性会の事務局を島根県土地改良事業団体連合会に置く。

(経費)

第9条 女性会の経費は、会費及びその他をもってあてる。

2 会費は、以下のとおりとする。

(1) 正会員 年額 1,000 円

(2) 準会員 活動への参加の都度、内容に応じた所要の負担額

(3) 賛助会員 一口当たり年額 1,000 円 (複数口可)

3 退会による会費の返還は行わない。

(事業年度)

第10条 会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わる。

附則

1 この規約は令和3年5月28日から施行する。